

「市政さわやかトーク宅配便」実施要綱

(目的)

第1条 「市政さわやかトーク宅配便」(以下「市政宅配便」という。)は職員を派遣し、市の事業や施策などについて説明をするとともに意見交換を行うことで、市民に市政への理解を深めてもらい市民と行政との協働の基盤づくりを図ることを目的とする。

(利用対象)

第2条 「市政宅配便」の申し込みは、原則として市内に在住、勤務または在学する者で構成する団体グループ等が主催し当日の参加者が10人以上見込まれる場合とする。

(職員の派遣等)

第3条 職員を派遣するテーマ(内容)は、「市政宅配便」メニューとして別に定める。

2 会場は市内に限るものとし、会場の確保については職員派遣を希望する団体グループ等(以下「申込者」という。)が行うものとする。

3 職員派遣にかかる費用は無料とする。ただし、会場の使用料が必要な場合は申込者の負担とする。

4 職員派遣の時間は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までを除く午前10時から午後9時までの間で2時間以内とする。

(職員派遣の申込み等)

第4条 申込者は、原則として開催希望日の1カ月前までに『「市政さわやかトーク宅配便」申込書』をテーマ担当課または広聴相談課に提出しなければならない。

2 広聴相談課は、前項による申し込みがあったときは、速やかに、テーマ担当課へ申込書の写しを送付する。

3 テーマ担当課の長は、前2項による申込書を受理したときは、速やかに派遣の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(職員派遣の制限等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、職員を派遣しない。

(1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 政治、宗教または営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(3) この要綱の目的に反すると認められたとき。

(変更等の連絡)

第6条 第4条第3項による職員派遣の通知を受けた申込者は、開催日時・会場等を変更するとき、または中止するときは速やかにテーマ担当課に連絡しなければならない。

(報告)

第7条 テーマ担当課は、「市政宅配便」の派遣の翌日から起算して1週間以内に、『「市政さわやかトーク宅配便」申込書』の報告欄に必要事項を記入し、広聴相談課に提出する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。